



鳥取県公報

平成13年 6月 1日(金)
号外第61号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(348)(経営指導課).....	1
	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(349)().....	2
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(350)().....	3
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(351)(水産課).....	5
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(352)().....	5

告 示

鳥取県告示第348号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成13年 6月 1日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年 6月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が11年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
		市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント

市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.5パーセントの割合で交付する場合

年0.5パーセント

市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.55パーセントの割合で交付する場合
--

年0.55パーセント

鳥取県告示第349号

平成8年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年6月1日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
貸付利率	利 子 補 給 率		貸付利率	利 子 補 給 率	
	市 町 村	県		市 町 村	県
年 <u>1.5</u> パーセント	略	略	年 <u>1.6</u> パーセント	略	略

鳥取県告示第350号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年6月1日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前						
中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率	
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	11年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	11年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	略
			11年超12年以内	年1.4パーセント以内	略	略					
			12年超14年以内	年1.5パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略	略					
	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	11年以内	年1.55パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	11年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	略
			11年超12年以内	年1.65パーセント以内	略	略					
			12年超14年以内	年1.75パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.85パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.8パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント					
2 保健機能増進施設整備備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	11年以内	年1.05パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント	11年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	略
			11年超12年以内	年1.15パーセント以内	略	略					
			12年超14年以内	年1.25パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.35パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント					
	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	11年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	11年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	略
			11年超12年以内	年1.4パーセント以内	略	略					
			12年超14年以内	年1.5パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略	略					
			14年超15年以内	年1.55パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント					
3 生活環境施設整備備資金		25年以内	年1.5パーセント以内	略	略	3 生活環境施設整備備資金		25年以内	年1.6パーセント以内	略	略

鳥取県告示第351号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
 平成13年6月1日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年1.5パーセント	略	年1.6パーセント	略

鳥取県告示第352号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
 平成13年6月1日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成13年6月1日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸付利率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸付利率	利子補給率
規則別表第6号の資金	年2.125パーセント	略	規則別表第6号の資金	年2.225パーセント	略
その他の資金	年2.0パーセント	略	その他の資金	年2.1パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年2.0パーセント	略		年2.1パーセント	略	